

労働法令のポイント

労働基準関係

就業規則等の本社一括届け出について

労働基準法では、事業場単位で就業規則を作成し、あるいは時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる36協定）や1年単位の変形労働時間制に関する協定を締結した際に、事業場ごとに届け出ることが原則とされている。ただし、いわゆる本社機能を有する事業場（以下、本社）の使用者から、本社および本社以外の事業場に係る就業規則等について一括して届け出が行われた場合（1年単位の変形労働時間制に関する協定は電子申請に限る）には、各事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、所轄署長）に届け出がなされたものとして取り扱うことが認められていた（平15. 2.15 基発0215001、基発0215002および令 5. 2.24 基発0224第8）。今般、本社一括届け出に関して新たに通達が発出されたことから、本稿では、この本社一括届け出について解説する。

一年単位の変形労働時間制に関する協定の本社一括届出について（令 7. 3.28 基発0328第7）
時間外労働・休日労働に関する協定の本社一括届出について（令 7. 3.28 基発0328第8）
就業規則の本社一括届出について（令 7. 3.28 基発0328第9）

矢野 新 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 本社一括届け出の方法

就業規則、時間外労働・休日労働に関する協定（以下、36協定）および1年単位の変形労働時間制に関する協定については、一定の要件を満たせば、次の方法により、本社で一括して届け出ることが可能である。

- ①書面またはCD-ROM等の電磁的記録媒体による届け出（1年単位の変形労働時間制に関する協定を除く）
- ②e-Govからの電子申請
- ③労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条

件」からの電子申請

従来は①②の方法に限られていたが、令和7年3月31日より、③による方法が追加された。

2. 本社一括届け出に求められる条件等

本社一括届け出は、前述したそれぞれの方法に応じて求められる条件をすべて満たした場合に限り可能である。なお、①書面等による届け出および②e-Govからの電子申請による場合は、本社と本社以外の事業場で就業規則や36協定等の内容が同一であることが必要だが、③労働条件ポータル

サイトを利用する場合には、内容が異なる場合でも本社一括届け出が可能となっている。

【1】書面またはCD-ROM等の

電磁的記録媒体により届け出を行う場合

(1)就業規則

以下の四つの条件をすべて満たす必要がある。

- 本社の就業規則と本社以外の事業場に係る就業規則の内容が同一であること
- 本社を含む事業場の数に対応した必要部数の就業規則および事業場ごとに作成した意見書の正本を提出すること
- 各事業場の名称、所在地および所轄署長名が記載された一覧表を添付し、本社の所轄署長に届け出ること
- 本社で作成された就業規則と各事業場の就業規則が同一の内容のものである旨を附記すること。
なお、就業規則の変更の届け出の場合にあっては、変更前の就業規則の内容についても同一である旨を附記すること

(2)36協定

以下の二つの条件をいずれも満たす必要がある。

- 本社の36協定と本社以外の事業場にかかる36協定の内容が同一であり、かつ、同一の則様式であること
- 本社を含む事業場数に対応した部数の36協定ならびに各事業場の名称、所在地および所轄署長名を記載した一覧表を添付し、本社の所轄署長に届け出ること

なお、1点目の条件である「協定の内容が同一」とは、36協定届における記載項目のうち、「労働保険番号」「事業の種類」「事業の名称」「事業の所在地（電話番号）」「労働者数（満18歳以上の者）」「協定の成立年月日」以外の項目がすべて同一であることをいう。したがって、「協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称または労働者の過半数を代表する者の職名および氏名」および「使用者の職名および氏名」もすべての36協定について同一である必要があり、36協定の締結主体である労働組合が、一括届け出を行うすべての事業場において、労働者の過半数で組織されている必要がある。

労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称または労働者の過半数を代表する者の職名および氏名」および「使用者の職名および氏名」もすべての36協定について同一である必要があり、36協定の締結主体である労働組合が、一括届け出を行うすべての事業場において、労働者の過半数で組織されている必要がある。

【2】e-Govから電子申請を行う場合

(1)就業規則

以下の三つの条件をすべて満たす必要がある。

- 本社の就業規則と本社以外の事業場に係る就業規則の内容が同一であること
- 「事業の名称」「事業の所在地（電話番号）」「業種」「労働者数」「管轄労働局」「所轄労働基準監督署長名」および「労働保険番号」とともに、所定の電子ファイル「一括届出事業場一覧」を添付すること
- 就業規則の電子媒体は1部のみ添付すれば足りるが、意見書の電子媒体については事業場ごとに作成したものを添付すること

(2)36協定

以下の二つの条件をいずれも満たす必要がある。

- 本社の36協定と本社以外の事業場に係る36協定の内容が同一であり、かつ、同一の則様式であること。なお、「協定の内容が同一」の考え方は、【1】(2)の場合と同様である
- 36協定届における記載項目のうち、「事業の名称」「事業の所在地（電話番号）」その他の36協定の内容が同一であることを要しない項目について記載された所定の電子ファイル「一括届出事業場一覧」を添付し、本社の所轄署長に届け出ること

(3) 1年単位の変形労働時間制に関する協定

以下の二つの条件をいずれも満たす必要がある。

- 本社の1年単位の変形労働時間制に関する協定と本社以外の事業場に係る協定の内容が同一であること
- 1年単位の変形労働時間制に関する協定届における記載項目のうち、「事業の名称」「事業の所在地（電話番号）」その他の1年単位の変形労働時間制に関する協定の内容が同一であることを要しない項目について記載された所定の電子ファイル「一括届出事業場一覧」を添付し、本社の所轄署長に届け出ること

なお、1点目の「協定の内容が同一である」とは、協定届の記載項目のうち、以下の項目がすべて同一であることをいう。

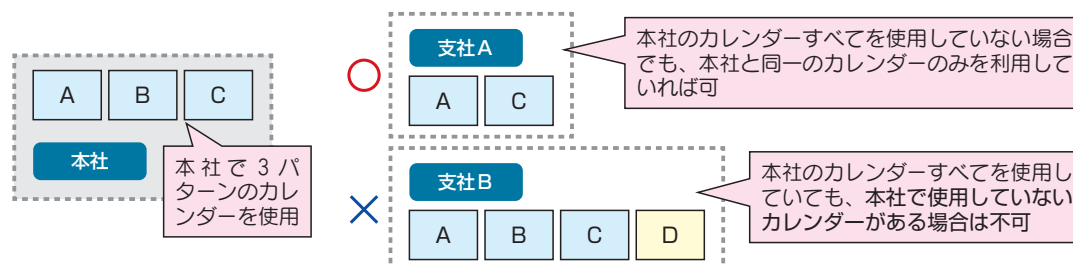
- 対象期間および特定期間（起算日）
- 対象期間中の各日および各週の労働時間ならびに所定休日
- 対象期間中の1週間の平均労働時間数

- 協定の有効期間
- 労働時間が最も長い日の労働時間数（満18歳未満の者）
- 労働時間が最も長い週の労働時間数（満18歳未満の者）
- 対象期間中の総労働日数
- 労働時間が48時間を超える週の最長連続週数
- 対象期間中の最も長い連続労働日数
- 対象期間中の労働時間が48時間を超える週数
- 特定期間中の最も長い連続労働日数
- 使用者の職名および氏名
- 旧協定の内容

上記の項目のうち、「対象期間中の各日および各週の労働時間ならびに所定休日」に係るカレンダーは、本社の1年単位の変形労働時間制に関する協定届に添付されたカレンダーと、本社以外の事業場に係る協定届に添付されたカレンダーの内容が同一であることが必要である【図表1】。また、本社のカレンダーに複数の種類がある場合、本社

図表1 1年単位の変形労働時間制に関する協定届に添付するカレンダーの要件

- 届け出に添付するカレンダーは、本社と支社のカレンダーが同一の内容である場合のみ、本社一括届け出の要件を満たすことになる



- 本社のカレンダーが複数種類ある場合は、
 - 本社におけるカレンダーの種類数
 - 支店（支社）のカレンダーが本社のカレンダーのいずれの種類に対応しているかが分かるように、右のような一覧表でファイルとして添付して申請する

	本社のカレンダーの種類		
	カレンダーA	カレンダーB	カレンダーC
A支店	○	○	
B支店			○
C工場	○	○	○

資料出所：厚生労働省リーフレット「1年単位の変形労働時間制に関する協定届の本社一括届出について」を一部改変。

の協定届に添付されたカレンダー（本社の労働者が対象とされるものに限る）のいずれかと、本社以外の事業場に係る協定届に添付されたカレンダーの内容が同一でなければならない。その場合、本社以外の事業場のカレンダーが本社のいずれのカレンダーと同一の内容であるかを判別できるファイル「届出カレンダー一覧表」を添付することが求められる。

[3]労働条件ポータルサイト

「確かめよう 労働条件」から

電子申請を行う場合

厚生労働省の労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」において、令和7年3月31日より電子申請ができるようになった。対象となる手続きは、就業規則（変更）届、36協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届に限られる。

いずれの手続きも、電子申請作成支援ツール（以下、ツール）を活用することで、次の事業場を組み合わせ一括して届け出を行うことができる。なお、次の事業場のいずれかのみの届け出を行うこともできる。

- ・本社および就業規則・協定の内容が本社と同一である事業場

⇒一括届出事業場一覧は、ツールによって自動で作成・添付され、本社の所轄労働基準監督署（以下、所轄署）宛てに送信される

- ・就業規則・協定の内容が本社とは異なる事業場

①就業規則・協定の内容が同一である複数の事業場の場合

⇒一括届出事業場一覧は、ツールによって自動で作成・添付され、当該複数の事業場の中から任意に選択した代表事業場の所轄署宛てに送信される

②単独の事業場の場合

⇒ツールによって当該事業場の所轄署宛てに送信される

「協定の内容が同一である」の考え方は、前述の【1】(2)、【2】(3)と同様である。そのほかの留意点は、以下のとおりである。

(1)就業規則

【2】(1)と同様に、就業規則の電子媒体は1部のみ添付すれば足りるが、意見書の電子媒体については事業場ごとに作成したものを添付する必要がある。

(2)36協定

ツールにより届け出ができるのは、則様式第9号（一般条項）、第9号の2（特別条項）または第9号の3（新技術・新商品の研究開発業務）に限られる。

(3)1年単位の変形労働時間制に関する協定

協定の内容が本社とは異なる事業場で、協定の内容が同一である複数の事業場がある場合、当該複数の事業場の中から任意に選択した代表事業場協定届に添付されたカレンダーと、代表事業場以外の事業場の協定届に添付されたカレンダーの内容が同一であることが必要である。

なお、代表事業場のカレンダーに複数の種類がある場合、代表事業場の協定届に添付されたカレンダー（代表事業場の労働者が対象とされるものに限る）のいずれかと、代表事業場以外の事業場の協定届に添付されたカレンダーの内容が同一でなければならない。その場合、代表事業場以外の事業場のカレンダーが代表事業場のいずれのカレンダーと同一の内容であるかを判別できるファイル「届出カレンダー一覧表」を添付することが求められる。

3. 電子申請の活用

厚生労働省の労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」では、電子申請の利便性を高め、実務担当者の事務負担軽減を目的に、内容の異なる就業規則や協定を一括して届け出ることができる機能のほか、本社一括届け出のCSVファイル自

動作成機能、届け出先の労働基準監督署の自動選択機能、次回届け出時のリマインド・複写機能がある[図表2]。こうした機能を活用し、今後より一層、電子申請の活用を推進していくことが求められるものとする。

図表2 「確かめよう 労働条件」における四つの機能

ポイント1 内容の異なる協定等の一括届け出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届け出作業を行う必要があるが、ポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届け出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届け出を一括して届け出ることができる

ポイント2 本社一括届け出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届け出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付する必要があるが、ポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付される

ポイント3 届け出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届け出先を確認する必要があるが、ポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されるため、届け出先誤りを防止することができる

ポイント4 次回届け出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレス宛てにリマインドメールが送信される。
また、e-Gov電子申請では、次回届け出時には一から届け出作業を行う必要があるが、ポータルサイトを使えば、前回届け出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出ることができる

資料出所：厚生労働省リーフレット「労働条件ポータルサイト『確かめよう労働条件』から電子申請ができるようになりました!!」を一部改変。